

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分別解体等の計画の変更命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 3 項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、対象建設工事の届出又は変更の届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が法第 9 条第 2 項の主務省令で定める基準 (下記(2)) に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 7 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる (法第 10 条第 3 項)。</p> <p>(2) 法第 9 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則 (以下「則」という。) 第 2 条第 1 項)。</p> <p>① 対象建設工事に係る建築物等 (以下「対象建築物等」という。) 及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所 (以下「作業場所」という。) に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路 (以下「搬出経路」という。) に関する調査、残存物品 (解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。) の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの (以下「付着物」という。) の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。</p> <p>② ①の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。</p> <p>③ ②の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。</p> <p>④ ②の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。</p> <p>(3) (2) の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない (則第 2 条第 2 項)。</p> <p>① 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等である場合においては、工事の種類</p> <p>② (2) の①の調査の結果</p> <p>③ (2) の③の措置の内容</p> <p>④ 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作</p>

	<p>業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次の(4)の本文、(5)の本文及び(6)の本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由</p> <p>⑤ 新築工事等である場合においては、工事の工程ごとの作業内容</p> <p>⑥ 解体工事である場合においては、対象建築物等に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる当該対象建築物等の部分</p> <p>⑦ 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに当該工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物等の部分及び当該特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物等の部分</p> <p>⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項</p> <p>(4) 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない（則第2条第3項）。</p> <p>① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し</p> <p>② 屋根ふき材の取り外し</p> <p>③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し</p> <p>④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し</p> <p>(5) (4)の①の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、(4)のただし書の規定を準用する（則第2条第4項）。</p> <p>(6) 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合においては、(4)のただし書の規定を準用する（則第2条第5項）。</p> <p>① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し</p> <p>② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し</p> <p>③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し</p> <p>(7) 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、次のいずれかの方法によらなければならない（則第2条第6項）。</p> <p>① 手作業</p> <p>② 手作業及び機械による作業</p> <p>(8) (7)にかかわらず、建築物に係る解体工事の工程が(4)の①の工程又は(4)の②の工程である場合には、当該工程に係る分別解体等の方法は、手作業によらなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合においては、手作業及び機械による作業によることができる（則第2条第7項）。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	分別解体等の方法の変更命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 15 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 15 条 秋田県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、秋田県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日